

# ●市民意見提出手続条例に基づき、皆さんの意見を募集します●

市民意見提出手続条例（パブリックコメント）に関するお問い合わせは、市役所市民協働推進課（☎31-4504）へ。

6～7ページに掲載の案件につき市民意見提出手続条例に基づき、市民の皆さんの意見を募集します。素案の詳しい内容は、各公表場所に備え付けの資料か市ホームページをご覧ください。

市民の皆さんの  
ご意見を  
お寄せください



## ●市民意見提出手続（パブリックコメント）ってなに？

市が、市民の皆さんの生活や事業活動に影響がある条例や計画等を策定するときに、市民の皆さんから意見を募集する制度で、釧路市では平成19年度から実施しています。

## ●まちづくりへの積極的な参加のために

これまで、審議会や説明会、アンケートなどを通して、市民の皆さんの意見を市政に反映してきましたが、この制度によって市民の皆さんの誰もが意見を述べる機会が確保され、まちづくりへの積極的な参加が促進されます。

寄せられた意見のうち、取り入れるべき意見については、条例や計画等の案に反映します。また、寄せられた意見の概要については、それらに対する市の考え方と併せて公表します。

※募集期間については、変更になる場合があります。

案件	釧路市男女平等参画センター条例および同条例施行規則の制定	（仮称）釧路市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の制定	（仮称）釧路市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定
内容	市では「釧路市男女平等参画推進条例」ならびに「くしろ男女平等参画プラン」に基づき、男女が共に自分らしく生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指し、諸施策の推進に努めている。 今後一層、男女平等参画を推進していくため、活動の総合的な拠点施設として、釧路市男女平等参画センターを設置し、平成27年度中の供用開始を予定している。このことから、センターが行う事業や開館期間、使用料等を設定するため、関係する条例および規則を制定するもの。	同条例は、地域主権改革一括法による介護保険法の一部改正により、これまで国で定められていた地域包括支援センターの人員等に関する基準を市条例で定めるもの。 現行の運用と基準の内容が同じであるため、基準と同内容で市条例を定めるもの。	同条例は、地域主権改革一括法による介護保険法の一部改正により、これまで国で定められていた指定介護予防支援等の事業の人員等に関する基準を市条例で定めるもの。 現行の運用と同内容となるよう、基準の一部を変更して市条例を定めるもの。
募集期間	～1月下旬		
素案の公表場所	【共通】市役所・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ		
提出・問合せ先	市役所市民協働推進課（〒085-8505黒金町7-5 ☎31-4504 ☎23-5220 ☒shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp）	市役所介護高齢課高齢福祉担当（〒085-8505黒金町7-5 ☎31-4539 ☎32-2003 ☒ka-koureifukushi@city.kushiro.lg.jp）	

【共通】意見の提出方法 住所、氏名（団体名）、電話番号を記入の上、メール、郵送、信書便、ファクス、持参で提出してください（様式は問いません）。

案件	釧路市営住宅条例および同条例施行規則の一部改正	釧路市阿寒町社会福祉センター条例および同条例施行規則の廃止	釧路市音別町上音別社会福祉センター条例の廃止、釧路市保育に関する条例および同条例施行規則の一部改正	釧路市生活館条例の一部改正	釧路市辺地総合整備計画の策定
内容	中堅所得者向け賃貸住宅が不足している地域において、市営住宅の空き家を、本来の入居希望者に影響が出ない範囲において、中堅所得者向け賃貸住宅として使用ができるよう本条例および同条例施行規則の一部改正するもの。	阿寒町総合福祉センターは、施設の老朽化のため平成22年4月から利用を休止しているが、破損が著しく今年度末で廃止することとし、同施設の設置等を規定している本条例および同条例施行規則を廃止するもの。	音別町上音別地区にある上音別社会福祉センターは開設から40年を経過し老朽化による破損が著しいことから利用を休止しており、現在、地区住民は隣接している上音別会館を利用している。 また、このセンター内で開設していた上音別保育所は、児童数の減により平成7年から休止しており、現在、この地区の3人の児童は音別保育園に通園している、来年度以降、新規対象児童はいないことから、それぞれ平成27年3月末で廃止し、設置等を規定する条例を廃止・改正、施行規則を改正するもの。	音別町旧尺別炭鉱地区にある音別町尺別生活館は、昭和44年に建設されたが炭鉱閉山後、地区住民は転出等で去り居住者はいなく、建物も45年を経過し老朽化により使用できない状況となっていることから、平成27年3月末で廃止し、設置等を規定する本条例を改正するもの。	釧路市辺地総合整備計画は、法律の規定に基づき、山間地などの地域で一定数の住民が居住しているにもかかわらず、交通条件などの諸条件に恵まれず、他の地域と比べて生活文化水準が著しく低い場合、格差是正と住民福祉の向上を図るため、公共的施設などを整備するために策定するもの。 なお、この計画は、阿寒地域において法律の要件を満たす徹別辺地と仁々志別辺地の2区域の公共的施設などの整備計画であり、計画期間は平成27年度～31年度。
募集期間	～1月下旬				～1月14日(水)
素案の公表場所	【共通】市役所・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ				
提出・問合せ先	市役所住宅課 市役所住宅課（〒085-8505黒金町7-5 ☎31-4564 ☎24-0581 ☒jyu-juutaku@city.kushiro.lg.jp）	阿寒町行政センター保健福祉課 阿寒町行政センター保健福祉課（〒085-0292阿寒町中央1-4-1 ☎66-2121 ☎66-1333 ☒agho-hokenhukushi@city.kushiro.lg.jp）	音別町行政センター保健福祉課 音別町行政センター保健福祉課（〒088-0116音別町中園2-119-1 音別町福祉保健センター内 ☎01547-9-5151 ☎01547-6-3016 ☒ogho-hokenhukushi@city.kushiro.lg.jp）	阿寒町行政センター地域振興課地域振興担当 阿寒町行政センター地域振興課地域振興担当（〒085-0292阿寒町中央1-4-1 ☎66-2121 ☎66-3959 ☒agchi-chiiki@city.kushiro.lg.jp）	